

# 報 道 資 料

平成30年8月22日  
総務部法務文書課  
県政情報係 中島、橋本  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2341、2349

## 奈良県情報公開審査会の第207号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第173号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成30年8月21日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：奈良県警察本部長（警務部警務課）
- ◎ 対象行政文書：奈良県警察高田署職員の年齢構成、経験年数が分かるもの
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決 定：不開示（不存在）決定
  - 不開示理由：開示請求に係る行政文書を作成し、又は取得していないため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：
  - 行政文書の不存在について  
審査請求人は、「奈良県警察高田署職員の年齢構成、経験年数が分かるもの。」の開示を求めているのに対し、実施機関は開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

実施機関は、本件開示請求の趣旨について、年齢や経験年数の構成が分かる統計資料の開示を求めるものと解し、該当する統計資料を作成又は取得していないとして不開示決定を行った。

当該統計資料の存否について、諮問実施機関は、職員の人定事項、任命年月日、配置換えの経歴といった組織運営上必要な事項は実施機関が人事記録として管理しており、必要に応じて奈良県警察全体の統計資料は作成しているが、特定所属の職員の年齢構成及び経験年数については、人事管理において必要としておらず、これらの情報を記載した行政文書を作成又は取得する根拠規定が存在しないことから作成していないと説明しており、当該説明に特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、当該統計資料を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

ところで、本件開示請求に係る開示請求書の記載は、年齢構成及び経験年数が「分かるもの」であり、年齢構成及び経験年数それ自体が記載されたものに限らず、生年月日及び任命年月日のように、集計すれば年齢構成又は経験年数を知り得る情報が記載されたもの、すなわち、人事記録をも含む趣旨であると解することもできるところである。

そこで、本件開示請求に対応する行政文書として人事記録を特定した場合の生年月日及び任命年月日の不開示事由該当性について検討する。

当審査会が人事記録を見分したところ、職員の氏名、写真、職員番号、生年月日、旧氏名、本籍、出生地、現住所、学歴、家族、採用後の所属経歴、任用歴、退職事項、研修歴、懲戒歴、療養歴等職員個人に関する詳細な情報が記載されており、このうち、生年月日及び任命年月日は、審査請求人が開示を求める「年齢構成」及び「経験年数」を知り得る情報である。

人事記録は、職員個人に関する詳細な経歴の情報が記載されており、これらの情報は、全体が実施機関の職員に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、本件不開示情報は、条例第7条第2号本文に該当する。

次に、人事記録は、実施機関が職員の人事管理上必要なものとして保有しているものであり、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではないことから、人事記録に記載された生年月日及び任命年月日は、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

また、当該生年月日及び任命年月日は、職員個人に関する経歴であり、公務員等の職務の遂行に係る情報には該当しないため、同号ただし書ウに該当しない。

さらに、人事記録は、職員個人に関する詳細な経歴の情報が文書全体にわたって記載されたものであり、プライバシー情報としての性格が強いものであるため、条例第8条第2項に規定する部分開示になじまないと認められる。

以上のことから、人事記録に記載された生年月日及び任命年月日は、条例第7条第2号に該当し、仮に実施機関が人事記録を特定したとしても、審査請求人が求める情報は開示されないと考えられる。

ところで、本件開示請求に係る開示請求書の記載は、年齢構成及び経験年数が「分かるもの」であり、対象となる文書が具体的に示されていない。開示請求の趣旨が明確でない場合、開示請求者に確認する又は補正を求める等の所要の措置を講じることが必要であるところ、実施機関は、審査請求人に対し、本件開示請求の趣旨を確認しておらず、また、文書の特定に参考となる情報の提供も行っていないとのことであった。

実施機関は、人事記録を特定したとしても審査請求人が求める情報は開示されないと判断し、あえて人事記録を対象文書として特定しなかったとも考えられるが、そのことをもって、開示請求の趣旨の確認等について所要の措置を講じなかったことが是認されるわけではない。

しかしながら、「年齢構成」及び「経験年数」それ自体が記載された行政文書は作成又は取得されていないこと、また、仮に人事記録を特定したとしても、前述のとおり、審査請求人が求める情報は開示されないという状況を勘案すると、本件決定は、妥当であると判断せざるを得ない。

## 2 事案の経緯

① 開示請求	平成23年10月30日		
② 決定	平成23年11月11日	付けで不開示決定	
③ 審査請求	平成23年11月19日		
④ 諮問	平成23年12月1日		
⑤ 経過	平成29年10月27日	第212回審査会	審議
	平成29年11月24日	第213回審査会	審議
	平成30年1月25日	第215回審査会	審議
	平成30年2月22日	第216回審査会	審議
	平成30年3月20日	第217回審査会	審議
	平成30年4月27日	第218回審査会	審議
	平成30年5月25日	第219回審査会	審議
	平成30年6月27日	第220回審査会	審議
	平成30年7月24日	第221回審査会	審議